

香川県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月10日

香川県公安委員会委員長 上 枝 康

## 香川県公安委員会規則第2号

香川県警察組織規則の一部を改正する規則

香川県警察組織規則（平成12年香川県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(警務部の分課)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3)～(7) 略</u></p> <p>2・3 略</p> <p><u>4 警務課に、企画室を置く。</u></p> <p><u>5・6 略</u></p> <p>(生活安全部の分課)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>地域課に、機動警察隊を置き、その位置は、高松市西宝町1丁目9番10号とする。</u></p> <p>(総務課)</p> <p>第8条 略</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p><u>(10) 所管行政に関する法令の調査及び研究に関すること。</u></p> <p><u>(11) 条例案、規則案その他公文書類の審査及び進達に関すること。</u></p> <p><u>(12) 官報及び県報への掲載に関すること。</u></p> <p><u>(13) 庁内報の発行に関すること。</u></p> <p><u>(14) 公文書類の接受、発送、編集、保存及び印刷に関すること。</u></p> <p><u>(15) 情報公開に関すること。</u></p>	<p>(警務部の分課)</p> <p>第3条 警務部に、サイバー・情報管理局（以下「局」という。）に置くもののほか、次の課を置く。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 企画課</u></p> <p><u>(4)～(8) 略</u></p> <p>2・3 略</p> <p><u>4・5 略</u></p> <p>(生活安全部の分課)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>通信指令課に、自動車警ら隊及び鉄道警察隊を置き、自動車警ら隊の位置は高松市西宝町1丁目9番10号とし、鉄道警察隊の位置は高松市浜ノ町8番33号とする。</u></p> <p>(総務課)</p> <p>第8条 総務課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(9) 略</p>

(16) 個人情報保護に関すること。

(17) 略

(広聴・被害者支援課)

第9条 略

(警務課)

第10条 略

(1) 略

(2) 所管行政に関する総合的又は基本的な政策の企画、立案及び総合調整に関すること。

(3) 所管行政に関する政策の評価に関すること。

(4) 警察の組織及び警察職員の定員に関すること。

(5) 管轄区域に関すること。

(6) 所管行政に係る国際関係事務に関する企画、立案及び調整に関する

(10) 略

(広聴・被害者支援課)

第8条の2 略

(企画課)

第9条 企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 所管行政に関する総合的又は基本的な政策の企画、立案及び総合調整に関すること。

(2) 所管行政に関する政策の評価に関すること。

(3) 警察の組織及び警察職員の定員に関すること。

(4) 管轄区域に関すること。

(5) 所管行政に係る国際関係事務に関する企画、立案及び調整に関すること（刑事企画課及び公安課の所掌に属するものを除く。）。

(6) 所管行政に関する法令の調査及び研究に関すること。

(7) 条例案、規則案その他公文書類の審査及び進達に関すること。

(8) 官報及び県報への掲載に関すること。

(9) 庁内報の発行に関すること。

(10) 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

(11) 情報公開に関すること。

(12) 個人情報の保護に関すること。

(13) 公文書類の浄書及び印刷に関すること。

(14) 警察有線通信の運営に関すること。

(15) 警察統計（犯罪統計を除く。）に関すること。

(警務課)

第10条 警務課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 略

こと（刑事企画課及び公安課の所掌に属するものを除く。）。

(7)・(8) 略

(9) 警察職員の勤務制度に関すること。

(10)～(17) 略

(18) 警察有線通信の運営に関すること。

(19) 警察統計（犯罪統計を除く。）に関すること。

(20)・(21) 略

2 企画室においては、前項第2号から第6号まで、第18号及び第19号に掲げる事務をつかさどる。

（地域課）

第18条の2 略

(1)・(2) 略

(3) 水上警察に関すること。

(4) 警ら用無線自動車、移動交番車及び警察用船舶の運用に関すること。

(5) 鉄道警察に関すること。

(6) 列車その他の交通機関への警乗に関すること。

(7) 水難、山岳遭難その他の事故における人命の救助及びこれらの事故の防止に関すること。

2 機動警察隊においては、前項第3号及び第4号に掲げる事務をつかさどる。

（通信指令課）

第18条の3 略

(1)～(3) 略

(2)・(3) 略

(4) 警察職員の勤務制度に関すること（企画課の所掌に属するものを除く。）。

(5)～(12) 略

(13)・(14) 略

（地域課）

第18条の2 地域課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)・(2) 略

（通信指令課）

第18条の3 通信指令課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 水上警察に関すること。

(2) 警ら用無線自動車及び警察用船舶の運用に関すること。

(3) 鉄道警察に関すること。

(4) 列車その他の交通機関への警乗に関すること。

(5) 水難、山岳遭難その他の事故における人命の救助及びこれらの事故の防止に関すること。

(6)～(8) 略

2 自動車警ら隊においては、前項第2号に掲げる事務のうち自動車警ら隊の警ら用無線自動車の運用に関する事務をつかさどる。

3 鉄道警察隊においては、第1項第3号に掲げる事務のうち鉄道警察隊の

(首席監察官)  
第35条 略

(サイバー・情報管理局長)  
第35条の2 略

(人身安全統括監)  
第35条の3 生活安全部に、人身安全統括監1人を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。  
2 人身安全統括監は、上司の命を受け、人身の安全を早急に確保する必要があると認められる事案に関する事務を掌理し、担当事務を処理する職員を指揮監督する。

(統括参事官)  
第35条の4 略

(課長等)  
第39条 第3条から第7条までに規定する課及び隊(機動警察隊を除く。)並びに科学捜査研究所(以下「課等」という。)に、それぞれ、課長、隊長又は所長を置き、警視の階級にある警察官又は事務職員をもって充てる。  
2 略

(首席師範)  
第40条の2 略  
2 首席師範は、上司の命を受け、第10条第1項第14号に掲げる事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

運営に関する事務をつかさどる。

(首席監察官)  
第35条 略

(地域監)  
第35条の2 生活安全部に、地域監1人を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。  
2 地域監は、上司の命を受け、地域警察に関する事務を掌理し、担当事務を処理する職員を指揮監督する。

(サイバー・情報管理局長)  
第35条の3 略

(統括参事官)  
第35条の4 略

(課長等)  
第39条 第3条から第7条までに規定する課及び隊(自動車警ら隊及び鉄道警察隊を除く。)並びに科学捜査研究所(以下「課等」という。)に、それぞれ、課長、隊長又は所長を置き、警視の階級にある警察官又は事務職員をもって充てる。  
2 略

(首席師範)  
第40条の2 略  
2 首席師範は、上司の命を受け、第10条第9号に掲げる事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。  
(香川県公安委員会文書規則の一部改正)
- 2 香川県公安委員会文書規則(平成12年香川県公安委員会規則第33号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(文書の記号及び番号)</p> <p>第7条 略</p> <p>(1) 規則、告示及び公告 記号については、その種類名に「香川県公安委員会」を冠したものとし、番号については、<u>香川県警察本部警務部総務課</u>に備付けの別記様式第10号の規則・告示・公告原簿により、その種類ごとに暦年による一連番号とする。</p> <p>(2) 略</p> <p>(公示等の方法)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 香川県報に登載する必要がある文書は、決裁終了後、<u>香川県警察本部警務部総務課</u>において所定の手続をしなければならない。</p>	<p>(文書の記号及び番号)</p> <p>第7条 次の各号に掲げる文書には、当該各号に定めるところにより、記号及び番号を付するものとする。</p> <p>(1) 規則、告示及び公告 記号については、その種類名に「香川県公安委員会」を冠したものとし、番号については、<u>香川県警察本部警務部情報管理課</u>に備付けの別記様式第10号の規則・告示・公告原簿により、その種類ごとに暦年による一連番号とする。</p> <p>(2) 略</p> <p>(公示等の方法)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 香川県報に登載する必要がある文書は、決裁終了後、<u>香川県警察本部警務部企画課</u>において所定の手続をしなければならない。</p>

(香川県公安委員会行政文書管理規則の一部改正)

- 3 香川県公安委員会行政文書管理規則(平成13年香川県公安委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(簿冊の移管又は廃棄)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 総括文書管理者は、第1項の規定により文書館に移管する簿冊について、<u>条例第13条第1項第1号</u>に掲げる場合に該当するものとして文書館において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、<u>香川県警察本部</u></p>	<p>(簿冊の移管又は廃棄)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 総括文書管理者は、第1項の規定により文書館に移管する簿冊について、<u>条例第13条第1項第1号</u>に掲げる場合に該当するものとして文書館において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、<u>香川県警察本部</u></p>

警務部総務課長と協議を行い、知事に意見を提出しなければならない。

警務部企画課長と協議を行い、知事に意見を提出しなければならない。